

新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務に  
係る公募型プロポーザル実施要領

信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会

## 1 目的

令和5年10月に、佐久市において新佐久市ハーフマラソン大会(仮称)(以下、「本大会」という。)の開催を予定している。

本大会は、佐久平駅周辺にスタート・フィニッシュ地点を設定し、岩村田、中佐都、高瀬、岸野、浅科地区を通過する全長約21kmのコースを走行する。参加者が安全にコース上を走行するため、コース及びその周辺の交通規制を実施予定である。

本大会において、円滑な交通規制の実施及び効果的な迂回路案内等を行うため、警備員の配置や事前予告を含めた案内看板の設置等の計画作成、備品手配・製作・設置及び大会当日の人的警備が必要となることから、これらの業務(以下、「本業務」という。)を行うにあたっての警備に関する専門的・実用的な技術・知識を持った事業者を選定することを目的とする。

## 2 一般事項

- (1) 名称 新佐久市ハーフマラソン大会(仮称)に関わる警備関連業務に係る公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)
- (2) 発注者 信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会
- (3) 趣旨 本プロポーザルは、本大会の開催に必要な交通規制の実施等に関わる計画作成、備品手配・製作・設置及び人的警備について企画・技術提案を求めるものである。
- (4) 選定方式 新佐久市ハーフマラソン大会(仮称)に関わる警備関連業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)で選定する。
- (5) 事務局 信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会事務局  
(佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課内 担当：上村)  
〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地  
電 話：0267-62-4004(直通)  
ファクシミリ：0267-63-0480  
E-mail: taiiku@city.saku.nagano.jp

## 3 参加申込者の資格要件等

参加申込者は、次の資格要件を公告日から契約日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 佐久市の佐久市物品購入等入札(見積)参加資格者名簿において「人的警備」の登録があり、長野県内に本社・本店がある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項、又は佐久市財務規則(平成17年佐久市規則第39号)第103条の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (3) 審査基準日から最優秀技術提案者決定までの間に佐久市建設工事等参加資格者に係る入

札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）に基づく入札参加等停止措置、又は佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）に基づく入札参加等停止措置を受けていないこと。

(4) 次のアからオまでの要件に該当するものでないこと。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされて要る者。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者。
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- オ 銀行取引停止処分がなされている者。
- カ 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止処置要綱（平成24年度佐久市告示第8号）別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

#### 4 参加申込受付

(1) 申込受付

- ア 受付期間 公告日～令和5年3月3日（金曜日）（土日祝祭日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時～午後5時まで

(2) 提出書類 新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務に係る公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 持参

(5) 提出場所 2（5）の事務局

#### 5 質問等

本プロポーザルの企画技術提案書に関わる質問は、質問書（様式4）により提出すること。

(1) 提出場所 2（5）の事務局

(2) 受付期間 公告日～令和5年2月22日（水曜日）（土日祝祭日を除く。）  
午前9時～午後5時まで

(3) 提出方法 持参、電子メール

※メールの場合は、電話にて必ず到着確認を行うこと。

(4) 質問回答方法

受付期間終了後、令和5年2月28日（火曜日）までに参加表明者に文書にて通知するほか佐久市ホームページへ掲載する。

## 6 企画技術提案書

本プロポーザルの参加申込者は、「新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務に係る公募型プロポーザル提出書類作成要項」（「資料1」）（以下「提出書類作成要項」という）に従い、企画技術提案書を提出すること。

なお、提案数は1者につき1提案までとし、複数の提案は認めない。

## 7 企画技術提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 公告日～令和5年3月14日（火曜日）午後5時必着（土日祝祭日を除く。）
- (2) 提出場所 2（5）の事務局
- (3) 提出方法 持参

## 8 審査・選定

### (1) 第1次審査

提出された企画技術提案書は審査委員会により評価項目を基に書類審査を行う。評価点の高い上位3者を、第2次審査対象者とし、審査結果は文書にて通知する。

なお、企画技術提案書を提出した参加申込者が3者以下の場合、第1次審査は実施しない。

### (2) 第2次審査

第2次審査は第2次審査対象者のプレゼンテーション及び委員のヒアリングにより実施する。併せて、審査委員会において評価項目を基に審査を行う。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日程等は、第2次審査対象者へ電話及び文書にて通知する。プレゼンテーション及びヒアリングの時間は準備、片付けを除き、それぞれ30分以内とする。

### (3) 候補者の選定

審査委員会において最優秀技術提案者を業務請負候補者とし、第2位を次点業務請負候補者、第3位を第3業務請負候補者と選定する。

最優秀技術提案者の選定は、各委員の評価点を合算して算出した合計点が高い者からとする。合計点と同数の場合は、委員ごとに評価点の高い者から順位を決め、順位1位を最も多く獲得した者とする。順位1位の獲得数と同数の場合は、以下同様に順位2位、順位3位と続ける。

### (4) 審査結果の通知

最終審査結果については、第2次審査対象者に対し後日文書にて通知する。

### (5) 本大会に関わる警備関連業務の請負

ア 審査委員会で決定された最優秀技術提案者を当該業務請負候補者とする。

イ 最優秀技術提案者と契約が成立しない場合は、次点候補者を当該業務請負候補者とし、次点候補者と契約が成立しない場合は、第3候補者を当該業務請負候補者とする。

ウ 信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会は、当該業務請負候補者の提案内容を尊重しながら一部内容の変更を求めることがある。

(6) 審査内容及び配点一覧表

No.	評価の項目	審査内容	配点 (5段階評価)			
1	提案金額の妥当性	ア 必要と考えられる経費が過不足なく計上されているか。 イ 積算内訳及び根拠が正しく示されているか。妥当な金額となっているか。 ウ 本業務に必要な警備員・備品等の手配は十分に含まれているか。	10 4	8 2	6 2	10点
2	市内事業者の活用	ア 市内業者が活用されているか	10 4	8 2	6 2	10点
3	業務実績	ア 過去5年間で交通規制を伴う本大会同等規模以上のスポーツイベント等、類似業務の実績があるか。	20 8	16 4	12 4	20点
4	実施体制	ア 円滑に業務を遂行するための、指揮命令系統が構築できているか。 イ 円滑に業務が進められる警備員の確保ができているか。 ウ 業務遂行に有効な有資格者が体制に含まれているか。	25 10	20 5	15 5	25点
5	警備実施方針	ア 本業務における趣旨が理解され、円滑で総合的な安全対策を取り入れた実施方針ができているか。	25 10	20 5	15 5	25点
6	業務に対する意欲	ア 業務に対しての意欲や熱意、創意工夫が期待できるか	10 4	8 2	6 2	10点
	合計					100点

9 請負契約

- (1) 契約方法 「8 審査・選定」による業務請負候補者と随意契約（見積入札）を行う。
- (2) 業務概要 計画作成、備品手配・製作・設置及び人的警備を一括して発注する一括発注方式
- ア 業務名 新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務
- イ 納品先 信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会事務局  
（佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課内）
- ウ 契約期間 契約締結日から令和5年11月30日（木曜日）

- エ 業務内容 新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務 一式  
※ 別紙「新佐久市ハーフマラソン大会（仮称）に関わる警備関連業務仕様書」に従い、計画作成、備品手配・製作・設置及び人的警備を行う。
- オ 業務価格 14,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）  
※ 本業務の見積については、その契約に係る予算が信州佐久ハーフマラソン実行委員会で承認され、令和5年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、見積の効力が生じる。

## 10 著作権、意匠及び提出図面等の取扱い

### (1) 著作権及び意匠

提出された企画技術提案書の著作権はそれぞれ参加申込者に帰属するものとする。

## 11 経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は参加申込者の負担とする。

## 12 失格事項

次の各号に該当した場合は失格となる場合がある。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件等」を満たさない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載や届出をした場合。
- (3) 複数提案が判明した場合。
- (4) 提案内容が業務仕様書に示す要件を満たしていないと判断した場合。
- (5) 提出書類が不足していた場合。
- (6) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合。

## 13 契約の締結

業務請負候補者決定後、速やかに必要な協議及び調整を行い、随意契約を締結するものとする。

## 14 その他

- (1) 提出された書類の返却はしない。
- (2) 本プロポーザルへの参加報酬及び賞金はない。
- (3) 書類の追加、修正には応じない。
- (4) 公募の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに関し、必要な場合を除き、委員、職員、関係者との接触を禁止する。
- (5) 審査の経緯についての質疑は一切受け付けない。
- (6) 企画技術提案書に第三者の著作物を使用する場合、参加申込者の責任において事前に第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した参加申

込者に全て帰属するものとする。

- (7) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (8) この業務の契約が成立するまでの間において、業務請負候補者が「12 失格事項」に該当することになった場合は、当該業務請負候補者と契約を締結しない。
- (9) 本要領に定めのない事項について協議すべき事項が発生した場合は、審査委員会の判断により決定する。
- (10) 提出された企画技術提案書については、市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体より、本企画技術提案に関する情報の開示請求があったとき、その他信州佐久ハーフマラソン大会実行委員会が必要と認めるときに、公開する。

公開については次のとおりとする。

ア 公開時期 契約後

イ 公開対象 契約者となった者の企画技術提案書

ウ 公開方法 公開期間及び公開場所を定め閲覧

- (11) 業務説明会

業務説明会は開催しない。

15 リスク分担

リスクの種類	概要	発注者	受注者	備考
応募費用	プロポーザルへの参加費用		○	プロポーザルへの参加に要する資料作成等の費用に係るもの
資金調達	資金調達の未達による事業の遅延、実施不能		○	事業実施に必要な資金調達に係るもの
事前調査	現地及び市場等の事前調査の不備等	○		発注者が提供したデータ等資料の重大な誤りに係るもの
			○	受注者が実施した調査データに係るもの
条件変更	事業に係る提示条件等の変更	○		発注者の責めに帰すべき事由により提示条件等を変更したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの
設計変更	設計業務の成果物の変更を要請したことによるもの	○		発注者の責めに帰すべき事由により設計成果物の変更
			○	上記以外の事由によるもの
業務の中止	業務の中止による増加費用及び損害	○		発注者の責めに帰すべき事由又は通常予測し得ない天災等により業務を中止したことによるもの
			○	上記以外の事由によるもの
契約期間の延長	事故・災害、その他による契約期間の延長	○		受注者の責めに帰すことができない事由によるもの
			○	受注者の責めに帰すべき事由によるもの
契約期間の短縮	特別な理由による契約期間の短縮	○		受注者の請求により、通常必要とされる工期を短縮したことによるもの
物価変動	急激なインフレーション又はデフレーション	○		予期できない特別の事情により物価が変動し契約金額が著しく不適當となったことによるもの
			○	上記以外の場合
一般的損害	引渡し前に業務目的物又は業務材料に生じた損害	○		発注者の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合
第三者への損害	事業の実施にあたり第三者に対して及ぼした影響	○		発注者の責めに帰すべき事由によるもの
			○	上記以外の場合
不可抗力	天災、異常気象等の不可抗力による損害	○		通常予測し得ない天災等により損害を受けたことによるもの
			○	受注者の責めに帰すべき事由によるもの又は上記以外の場合
要求性能の未達	発注者の提示条件、要求水準等を満たさない場合		○	設計又は制作の瑕疵等により要求性能を達成しないことによるもの



## 1.6 スケジュール（予定）

### (1) 参加申込期限

令和5年2月2日（木曜日）～令和5年3月3日（金曜日）

### (2) 質問受付期間

令和5年2月2日（木曜日）～令和5年2月22日（水曜日）

### (3) 質問回答期限

令和5年2月28日（火曜日）

### (4) 企画技術提案書提出期間

令和5年2月2日（木曜日）～令和5年3月14日（火曜日）

### (5) 第1次審査（書類審査）

令和5年3月17日（金曜日）

### (6) 第2次審査（ヒアリング）

令和5年3月23日（木曜日）

### (7) 契約の締結

令和5年4月上旬

## 1.7 関係書類の配布

本プロポーザルに必要な書類等は、佐久市ホームページよりダウンロードすること。